

大阪市城東区在宅医療・介護連携推進ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 医療と介護の両方を要する状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、大阪市城東区における医療と介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制の構築について検討することを目的として、大阪市城東区在宅医療・介護連携推進ネットワーク会議（以下、「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 ネットワーク会議の業務は、次のとおりとする。

- (1) 在宅医療、介護、福祉サービスの提供状況の把握に関すること
- (2) 在宅医療・介護連携に関する取組の現状・課題把握に関すること
- (3) 在宅医療・介護連携に関する課題への対応策の検討・実施に関すること
- (4) 在宅医療・介護連携に関する人材育成及び地域住民への普及啓発に関すること
- (5) その他、在宅医療・介護連携の推進に必要な事項

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、別表に掲げる在宅医療及び介護の関係者によって構成する。
また、必要に応じて適切な助言者等の参加を求めることができる。

(庶務)

第4条 ネットワーク会議の庶務は、大阪市城東区保健福祉課が行う。

(ワーキンググループ)

第5条 ネットワーク会議は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。ワーキンググループの運営は、ネットワーク会議の構成員の中から選任された者が行う。

(守秘義務)

第6条 ネットワーク会議の構成員及び出席者は、ネットワーク会議を通じて知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

(施行細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、大阪市城東区保健福祉課長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

(別表)

(一般社団法人) 大阪市城東区医師会

(一般社団法人) 大阪市城東区歯科医師会

城東区薬剤師会

城東いしかい連携室

(社会福祉法人) 恩賜財団 大阪府済生会野江病院

城東区内訪問看護ステーション管理者会

(社会福祉法人) 大阪市城東区社会福祉協議会

城東区社会福祉施設連絡会

城東区地域包括支援センター

城東・放出地域包括支援センター

城陽地域包括支援センター

葦・鯉江東地域包括支援センター

(公益社団法人) 大阪介護支援専門員協会 大阪市城東区支部

城東区居宅介護支援事業者連絡会

城東区訪問介護事業者連絡会

城東区通所介護事業者連絡会

城東区グループホーム連絡会

城東区地域リハビリテーション事業者連絡会

(NPO法人) 城東区地域自立支援協議会

城東区役所